

船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、附属機関等の委員の公募について、留意すべき基本的事項を定めるものとする。

(公募の実施原則)

第2条 附属機関等の委員を設定する場合は、積極的に公募委員の枠を設けるものとする。ただし、附属機関等の設置目的、審議内容等を勘案した上で、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- (1) 法律に委員の選出区分が明示されているもの
- (2) その他附属機関等の所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められるもの

2 応募がなかった場合や応募者からの選任が困難である場合は、指名その他の方法により委員を選任することができる。

(公募の内容)

第3条 附属機関等の委員の公募は、市広報紙等に募集記事を掲載して行う。なお、募集記事に掲載する事項は、次の事項とする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 附属機関等の主たる目的及び任期
- (3) 募集人数
- (4) 応募資格

ア 本市に在住する者で応募日に18歳以上の者

イ 応募の際、本市の他の附属機関等において委員となっていない者

- (5) 公募方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先

2 前項第4号イの規定にかかわらず、密接な関連性を有する複数の附属機関等の委員を兼任する必要があるとき等やむを得ないものと認められる場合は、当該規定を適用しないことができる。

(公募委員の選考基準)

第4条 委員を公募するに当たり、附属機関等の所管課長は、要綱等により選考基準を定めるものとする。

(応募者への結果通知)

第5条 公募の選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

(公募事務の処理)

第6条 公募に係る事務は、各附属機関等の所管課で処理する。

附 則

この指針は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成27年4月8日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針の規定は、同日以後に市広報紙等に掲載する募集記事について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成30年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針の規定は、同日以後に市広報紙等に掲載する募集記事について適用する。